

Family Life

Column

Story part13-Volume before the life insurance which is difficult to understand after all.

おおつき先生の

保険の話 Part.56 介護について その2

」(改訂版)

■講師 おおつき先生
株式会社MID代表取締役
ライフコンサルティング
Life Insurance



2021年の漢字は「金」に決まりましたね。オリンピックが開催される年には“金”が選ばれることが多いのですが、暗い世相の中明るいイメージの漢字が選ばれることは、少しでも気持ちが明るくなります。2022年が少しでも明るい話題が増えることを祈らずにはられません。今年も1年お付き合いいただきますようお願いいたします。今回も前回に引き続き、介護保険のお話をさせていただこうと思います。

【要介護認定の流れ】

(申請)

要介護認定の希望者本人が住んでいる市町村（保険者）に所定の申請書を提出しますが、家族以外でも下記に記した方による代行も可能です。

成年後見人
民生委員
社会保険労務士
地域包括支援センター
居宅介護支援事業者
介護保険施設（入所中の方）

病院（施設）に入院（入所）している場合は、病院（施設）のソーシャルワーカーが、自治体の介護保険窓口や地域包括センターに連絡して手続きすることも可能です。

* (介護保険制度の保険者とは)

この保険制度を運営している組織のことを保険者といいます。この保険者は国ではなく市町村および東京特別区です。

保険者は被保険者の管理、保険料の決定、保険給付を行います。つまり我々住民にとって介護保険の窓口は市町村なのです。

(認定調査・主治医意見書)

市町村の担当者やケアマネージャーが自宅や入院（入所）先に訪問し、本人と面談85項目にわたる調査を行うと共に、主治医の意見書を取り付けます。

(審査・判定)

認定調査結果を一定の算出方法にあてはめ認定の目安となる「一次判定」をおこない、続いて介護認定審査会において、一次判定の結果と主治医の意見書や認定調査の特記事項などをもとに最終判定「二次判定」を行います。

要介護認定の手続きの流れ



(要介護・要支援の区分)

要支援・要介護認定の種類と目安	
介護度 軽	要支援 1 食事や排泄などの基本的なことはできるが、日常生活の一部介助が必要。介護予防サービスを提供すれば改善が見込まれる。
	要支援 2 要支援1よりも生活機能の一部に低下が認められ、日常生活動作に介助が必要。介護予防サービスを提供すれば改善が見込まれる。
	要介護 1 日常生活の基本動作や身の回りの動作に一部介助必要。立ち上がり・歩行などに支えが必要。
	要介護 2 食事・排泄・入浴・衣類の脱着・洗顔などでの介助が必要。身の回りの世話全般に介助が必要。立ち上がり・歩行などに支えが必要。
	要介護 3 食事・排泄・入浴・衣類の脱着・洗顔など身の回り」のことで多くの介助が必要。立ち上がりが一人でできず歩行が自力でできないこともある。
	要介護 4 立ち上がりや歩行がほとんどできない状態。食事や排泄衣類の脱着など日常生活のほぼ全般にわたって介助が必要。
介護度 重	要介護 5 ほぼ寝たきりで意思の伝達も困難な状態。食事や入浴排泄、衣類の脱着など日常生活のほぼ全般にわたって全面的な介助が必要。

二次判定の結果を市町村（保険者）が認定し、結果上記のように七段階に分かれます。要支援、要介護と認定されると介護保険による介護サービスを受けられるようになります。ただし認定の結果には有効期限があり、継続的に介護サービスを受ける場合には、有効期限が切れる前に、再度申請手続きが必要となります。

今回は認定までの流れをお話させていただきました。次回も引き続き介護保険についてお話させていただきます。

いつもの合言葉、公的保障も理解をして「保険は無理なく無駄なくが1番です」



Insurance representation and life consulting

MID Company Limited

■株式会社MID
京都市西京区川島調子町42-1 日章ビル3F
TEL.075-393-6526 e-mail office@ag-mid.jp

<http://www.ag-mid.jp>